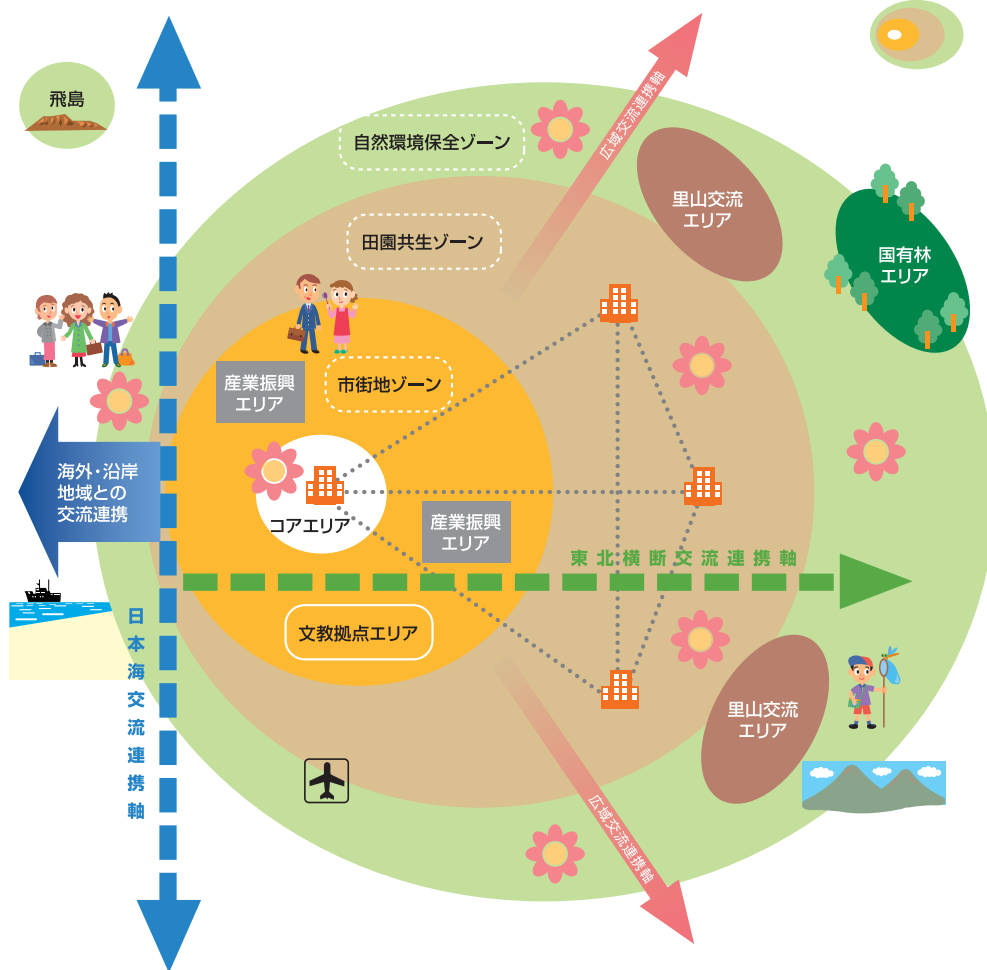


# 8 土地利用構想

公共の福祉を優先に、自然環境の保全や都市機能の調和に配慮します。また、歴史的、文化的特性を考慮した施策の展開により、総合的かつ計画的な利用を図り、それぞれの土地利用が全体的に調和の取れたものとしします。



## 土地利用の基本的配置



土地の利用にあたっては、他の地域との交流や地域特性を踏まえた連携をより積極的に進め、その特性に応じたゾーニングを図りながら本市の発展を推進します。

市街地ゾーン	田園共生ゾーン	自然環境保全ゾーン
<p>◎コアエリア 中心市街地として、商業、医療、福祉、市役所などの機能を集積します。</p> <p>◎観光交流エリア 点在する観光地の連携を強化して観光客を誘致します。</p>	<p>◎産業振興エリア 工業振興地域として整備し、企業を誘致することで、雇用の創出を図ります。</p> <p>◎文教拠点エリア 東北公益文科大学と生涯学習施設とのネットワーク化を強化します。</p>	<p>◎地域まちづくりエリア 公共施設の有効活用を図り、地域づくり活動を推進します。</p> <p>◎観光交流エリア 農業体験型観光、産地直売施設の顧客拡大を推進します。</p>
		<p>◎里山交流エリア エリア外との交流を促進して農地や森林を保全、再生します。</p> <p>◎国有林エリア 公益的機能を担う国有林を適正に維持管理します。</p> <p>◎観光交流エリア 自然環境を保全しながら、体験学習やアウトドア活動を振興します。</p>